

令和5年5月1日 佐藤

～ 性別等に関わらず、パートナーとともに、すみだで安心して暮らしていけるように～ 「墨田区パートナーシップ宣誓制度」 受理証明書の交付を開始

区は、5月1日（月）より、4月から開始した「墨田区パートナーシップ宣誓制度」への宣誓者に対し、受理証明書および受理証明カードの交付を開始しました。

本区では、令和5年4月より「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」を施行し、従来からの男女間の格差解消への取組に加え、性の多様性を尊重することに努めることとしています。条例では、「性別等にかかわらず、すべての人が、人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策」を行うこととしており、規則で『墨田区パートナーシップ宣誓制度』を定めています。本制度においては、性的マイノリティのカップルに限らず、事実婚関係にあるカップルも利用できることが特徴です。

受理証明書等の交付を受けると、希望に応じて受理証明書等に通称名や生計を共にするお子様の名前も記載することができるほか、区営住宅等の申し込みができるようになります（その他要件あり）。また、日常生活の様々な場面で夫婦と同様の待遇がされるよう、区から民間事業者等に対して普及啓発に取り組んでいきます。

担当の職員は、「今後は、『墨田区パートナーシップ宣誓制度』を区の施策の中で広く活用できるようにしていきたいです。」と話します。

《概要》 墨田区パートナーシップ宣誓制度

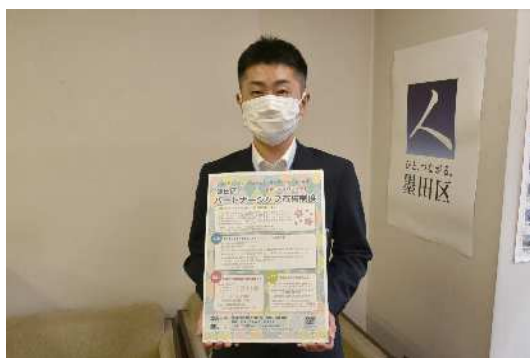
条例施行：令和5年4月1日（土）

受理証明書交付開始：令和5年5月1日（月）

- 対象要件：
- 双方がともに成年に達していること
 - 双方がともに婚姻をしていないこと
 - 双方がパートナーシップ関係の相手方以外に、事実婚関係と同様の事情にあるものがないこと
 - 双方がパートナーシップ関係の相手方以外と、他の自治体を含むパートナーシップ制度等を利用していないこと
 - 双方の関係が、直系血族もしくは3親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと
 - パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く
 - 双方が区内に住所を有すること
 - 3か月以内に転入する場合も含む

詳細（区HP）：https://www.city.sumida.lg.jp/kuseijoho/jinken_danzyo/jinken/sumida_partnership.html

《写真》 制度を紹介する担当職員



「墨田区パートナーシップ宣誓制度」チラシ



《問合せ》 人権同和・男女共同参画課

03-5608-6322

お問い合わせは午後5時までをお願いします。（広報広聴担当 03-5608-6220）